

2016年（平成28年）1月14日

報道・広報関係者 各位

台湾・台北律師公会及び中国・深圳市律師協會と 友好協定を締結

大阪弁護士会（会長 松葉知幸）は、2016年1月9日に台湾・台北律師公会（理事長 張菊芳）と、1月10日に中国・深圳市律師協會（会長 高樹）（いずれも日本の弁護士会に相当する組織）とそれぞれ、友好協定を締結しました。

当会は、2014年10月に香港律師会とほぼ同内容の友好協定を締結しており、日本国内の弁護士会で唯一、中華圏の3つの法域・地域（中国本土（ドイツ法・日本法・ソ連法系）、香港（イギリス法系）、台湾）について友好協定先を持つこととなりました。

また、これまでに友好協定を締結した海外弁護士会は6つ（韓国・ソウル地方弁護士会、アメリカ・カリフォルニア州弁護士会国際法セクション、スペイン・バルセロナ弁護士会、香港律師会及び上記2会）となり、日本国内の弁護士会では、第一東京弁護士会について2番目に多い状況となりました。

1、協定締結の目的

経済のグローバル化が進む中、関西の中小企業が積極的に海外進出しているところ、その法的サポートの不足がしばしば指摘されており、当会弁護士がその法的ニーズに応える実力をつけていく必要性は高いと言えます。

関西の中小企業の進出先としては、中国を始めとするアジア諸国も多く、更に、相続や破産等の国内業務を進める中でも、当会弁護士が世界各国、特に地理的、人的に繋がりの深いアジア地域内での事件処理が必要となる場面に遭遇することも多々あります。また、市民の法的な権利を守る立場にある弁護士として、国境を越えて意見交換をする意義は大きいものがあります。これらを理由として、今般、かねて協議を重ねていた深圳市律師協會、台北律師公会との友好協定を締結することとなりました。

2、協定の内容

今回締結した友好協定は、それぞれ以下の2点を主な協力事項としました。

- ①情報交換を行うこと
- ②セミナーや若手弁護士を主な対象とする短期現地研修（インターンシップ）の共同実施の実現に向けて、協議を行うこと

3、弁護士を利用する法人、個人への影響

両会との情報交換を通じて、現地の法律実務を当会弁護士がリアルタイムに把握することが可能となり、当会弁護士が中華圏に関係する事項を処理する際の精度とスピードを高めることが可能となります。

また、共同で開催するセミナーについて、在阪企業関係者等にも聴講していただくことで、現地の法律及び法律実務に関する情報を企業関係者等に直接提供することが可能となる見込みです。

情報交換の範囲や共同で開催するセミナーのテーマは、企業活動に関する範囲に限らず、婚姻、相続など家事分野等も想定されますので、将来にわたっては、これらの分野についてもよりスムーズで充実した対応が可能となる見込みです。

4、両会の概要

(1) 台北律師公会

台北律師公会は、台湾の日本統治時代に設立された台北弁護士会がその前身であり、1945年に中華民国政府が日本総督府、台湾高等裁判所及び台北地方裁判所を接收し、同日、台北の弁護士は、台北弁護士会及び法曹学会から台北弁護士会に改めて統合され、1947年に正式に設立された強制加入団体である。

台湾では、各地方で訴訟代理をするには、当地の律師公会に登録する必要があり、各地の律師公会に重複登録する弁護士も多い。台湾法務部のHPにおいて公開されている登録人数は6,579名であり、うち2,000名余が台北当地の律師である。

(2) 深圳市律師協會

深圳市律師協會は、中華人民共和国深圳市に所属する執業律師（弁護士相当職）を個人会員とし、律師事務所を団体会員とする律師会で、律師業務に従事するためには、会員個人およびその所属律師事務所が、律師会に登録されていることが義務付けられている強制加入団体である。

2015年11月現在の会員数は、執業律師（弁護士相当職）9,174人、律師事務所573カ所である。都市レベルでの登録人数では北京・上海・広州市に次いで中国で4番目に大規模な律師協會である。

以上